

容器包装の3Rを進める全国ネットワークの集會に寄せて、一言メッセージを贈らせていただきます。

容器包装リサイクル法は、事業者、消費者、自治体がそれぞれ責任を分担し、協力しながら、一般廃棄物の削減に取り組むことを目的として平成7年に制定されました。

以降、容器包装リサイクル法の歩んできた道のりは、平成18年の法改正を間に挟んで、今日に至るまで、未だに拡大生産者責任の貫徹、自治体の過重負担などの課題を一貫して抱えており、法目的の実現は道半ばの状態にあります。

この間、地球温暖化防止に向けた世界的な関心の高まりや、大国による資源の囲い込みが始まるなど、法を巡る状況も変化しております。

次期法改正においては、こうした根本的な課題や状況の変化を踏まえ、更には2Rの推進を軸とした抜本的改正がなされることを期待しております。

平成23年10月25日

世田谷区長 保坂展人